○国土交通省告示第二百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

打木川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第百十五号で指定した同号二十三に掲げる土地の区域を除く。）

高知県吾川郡いの町下八川

甲三五二五番七　一号
字イラカタニ　地先道路敷
甲三五三五番三　二号
地先道路敷
甲一二一五番三　三号
地先道路敷
甲三五四〇番　四号
地先道路敷
乙一二八一番一　五号及び六号
字程内　乙一三五四番一　七号

○国土交通省告示第二百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井田川四号

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県鹿島郡中能登町芹川の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 57′ 42.7857″	136° 55′ 20.7272″
2	36° 57′ 42.5999″	136° 55′ 21.8078″
3	36° 57′ 41.6746″	136° 55′ 22.6353″
4	36° 57′ 38.0081″	136° 55′ 22.7908″
5	36° 57′ 37.9879″	136° 55′ 22.5550″
6	36° 57′ 42.3432″	136° 55′ 19.9962″

○国土交通省告示第二百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

風祭川（春沢）

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県富士宮市北山の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 17′ 43.3388″	138° 38′ 26.4201″
2	35° 17′ 44.9966″	138° 38′ 26.0663″
3	35° 18′ 00.0558″	138° 38′ 31.2302″
4	35° 18′ 02.2815″	138° 38′ 29.3136″
5	35° 18′ 06.8401″	138° 38′ 31.2620″
6	35° 18′ 08.6563″	138° 38′ 33.3766″
7	35° 18′ 09.1637″	138° 38′ 35.8849″
8	35° 18′ 08.1325″	138° 38′ 37.6779″
9	35° 17′ 59.9511″	138° 38′ 34.9461″
10	35° 17′ 58.1800″	138° 38′ 31.9763″
11	35° 17′ 44.1161″	138° 38′ 27.6940″

○国土交通省告示第二百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉重川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県広島市佐伯区倉重町の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を令和四年国土交通省告示第二百九十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 23′ 44.2950″	132° 20′ 20.4267″
2	34° 23′ 44.0248″	132° 20′ 20.7497″
3	34° 23′ 43.8121″	132° 20′ 20.5945″
4	34° 23′ 43.5503″	132° 20′ 20.5851″
5	34° 23′ 43.2001″	132° 20′ 21.1662″
6	34° 23′ 43.1254″	132° 20′ 21.7957″
7	34° 23′ 43.1382″	132° 20′ 23.0323″
8	34° 23′ 42.6772″	132° 20′ 24.0617″
9	34° 23′ 42.7776″	132° 20′ 24.7583″
10	34° 23′ 42.6033″	132° 20′ 24.9956″
11	34° 23′ 42.4860″	132° 20′ 25.4029″
12	34° 23′ 42.4823″	132° 20′ 25.4160″
13	34° 23′ 42.3487″	132° 20′ 25.1552″
14	34° 23′ 42.1674″	132° 20′ 24.6640″
15	34° 23′ 42.1178″	132° 20′ 24.5127″
16	34° 23′ 42.1207″	132° 20′ 24.4759″
17	34° 23′ 42.1207″	132° 20′ 24.4671″

ロ　広島県広島市佐伯区倉重町の区域内の土地のうち、次の十八点から五十二点までを順次結んだ線及び十八点と五十二点を令和四年国土交通省告示第二百九十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
18	34° 23′ 45.8892″	132° 20′ 23.9177″
19	34° 23′ 45.8835″	132° 20′ 23.9283″
20	34° 23′ 45.8375″	132° 20′ 24.0136″
21	34° 23′ 45.7854″	132° 20′ 24.1541″
22	34° 23′ 45.7122″	132° 20′ 24.3642″
23	34° 23′ 45.6789″	132° 20′ 24.4723″
24	34° 23′ 45.6404″	132° 20′ 24.6045″
25	34° 23′ 45.5845″	132° 20′ 24.7963″
26	34° 23′ 45.5507″	132° 20′ 24.6960″
27	34° 23′ 45.5224″	132° 20′ 24.8215″
28	34° 23′ 45.4683″	132° 20′ 25.0352″
29	34° 23′ 45.3858″	132° 20′ 25.6100″
30	34° 23′ 45.3593″	132° 20′ 25.6642″
31	34° 23′ 45.2392″	132° 20′ 25.4132″
32	34° 23′ 45.2222″	132° 20′ 25.3725″
33	34° 23′ 45.1511″	132° 20′ 25.2657″
34	34° 23′ 45.1722″	132° 20′ 25.1665″
35	34° 23′ 45.1688″	132° 20′ 25.0512″
36	34° 23′ 45.1508″	132° 20′ 24.8591″
37	34° 23′ 45.0532″	132° 20′ 24.6203″
38	34° 23′ 45.0543″	132° 20′ 24.6127″
39	34° 23′ 45.0442″	132° 20′ 24.5348″
40	34° 23′ 45.0120″	132° 20′ 24.4351″
41	34° 23′ 44.9734″	132° 20′ 24.2551″